

令和7年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

提言・要望事項	回答コメント
<p>1. 地域生活課題への対応</p> <p>(1) 子どもの権利を守るためのスクールソーシャルワーカーの配置体制の充実</p> <p>様々な課題を抱える子どもの早期発見と支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置体制を充実されるよう要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スクールソーシャルワーカーの増員</li> <li>2. スクールソーシャルワーカーの常勤配置の推進</li> </ol>	<p>○ 近年、いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向であり、憂慮すべき状況であります。また、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもたちをとりまく困難な環境は複雑多様化しており、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど福祉や心理の専門家との連携を一層進め、子どもや保護者が相談しやすい環境をどうつくっていくのかを皆で考える必要があります。</p> <p>○ スクールソーシャルワーカーの適切な配置や活用方法については、どういったやり方がいいのか、市町村教育委員会と協議するよう教育委員会に指示します。</p>
<p>2. 総合的な権利擁護体制の確立</p> <p>(1) 地域における成年後見制度の利用促進に向けた支援強化</p> <p>市町村における成年後見制度の利用促進が図られるよう市町村への支援体制強化を要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成年後見制度利用促進体制整備推進事業の活用による「体制整備アドバイザー」配置による市町村支援</li> <li>2. 市町村担当職員および福祉関係者等（福祉サービス事業所、相談支援機関、行政、社協など）を対象とした研修の実施</li> <li>3. 島根県成年後見制度利用促進協議会の機能強化（テーマ別検討体制の構築）</li> </ol>	<p>○ 認知症や知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支えるため、県内どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村が主体となって成年後見利用促進の体制整備を進めていく必要があります。</p> <p>○ 市町村によっては、中核機関を設置し、体制整備を進めている市町村もあれば、設置が進んでいないところもあります。</p> <p>○ また、成年後見制度についての研修会を開催するなど、福祉関係者などの理解を深める取り組みを進めている市町村もありますが、まだ、十分とは言えません。</p> <p>○ 県では、島根県成年後見制度利用促進協議会を設置し、家庭裁判所や専門職団体等と連携の上、市町村における中核機関の設置や地域連携ネットワークづくりなど、市町村での基盤整備に向けた情報提供などの支援に取り組んでいます。</p> <p>○ 成年後見制度の利用促進については、市町村ごとに取組状況が異なる中で、どのような支援が必要とされているのか、市町村や専門職団体等のご意見を伺いながら、引き続き、関係機関と連携して支援に取り組んでまいります。</p>

提言・要望事項	回答コメント
3. 福祉・介護サービスの基盤整備	
<p>外国人人材の確保・定着に向けた支援強化</p> <p>介護人材不足の問題は、本県の福祉サービスを維持していくための喫緊の課題であることを踏まえ、外国人介護人材の活用促進に向けた体制整備を要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>(1) ・県が主体となった外国人介護人材の活用についての検討組織の早期立ち上げ  検討組織の構成員：学識経験者、種別・職能団体、就職支援機関、県・市町村行政等</p>	<p>○ 県内の事業所においては、介護人材の確保が困難なため、慢性的に人材不足の状況となっています。</p> <p>○ 外国人介護人材の活用は、県内の介護人材確保に有効な一つの方法であると捉えています。</p> <p>○ 県では、外国人材を雇用された事業所に対し日本語学習等への助成や、学生に対する就学資金の貸付に外国人の枠を設けるなどして、支援を行っているところです。</p> <p>○ しかし、外国人材を雇用する事業所においては、国籍や在留資格などに応じた対応が必要となりますが、個々の事業所だけでは解決することが難しいという課題もあります。</p> <p>○ 今後の外国人の活用については、有識者や業界関係者で構成する「島根県福祉・介護人材確保推進会議」の場で検討してまいります。</p>
<p>介護報酬改定にかかる基本報酬の引き上げに向けた支援</p> <p>本県の福祉において重要な介護基盤を守るため、早急な介護報酬改定への対応強化を要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>(2) ・訪問介護事業の報酬引き下げへの対応  ・介護サービスの安定的な提供に向けた支援の充実強化</p>	<p>○ 訪問介護については、令和6年度報酬改定で基本報酬が引き下げられた一方で、新たな処遇改善加算の加算率が高く設定されたことや、特定事業所加算において移動距離等を評価することとされました。</p> <p>○ 今回のこうした改定が、特に中山間地域などの条件不利地域の訪問介護事業に与える影響については、国において検証するとともに、必要な措置を講じるよう要望を行っているところです。</p> <p>○ 訪問介護の基本報酬引下げは、サービス提供が非効率な中山間地域や離島の実態を反映していないものと考えており、特にこうした条件不利地域の訪問介護事業所の経営状況について、県として調査を行い把握したうえで、地域の実情をしっかりと国に伝えるとともに、必要な対応を求めてまいります。</p> <p>○ 介護サービスを安定的に提供するためには、提供主体である事業者の経営の安定化が不可欠ですが、これについては、基本的には介護報酬の設定も含めた制度の中で対応されるべき問題であると考えており、県として、新たに支援措置を講じることは考えておりません。</p> <p>○ 今秋の重点要望において、今回の報酬改定が地域のサービスを守り、維持することにつながるものとなっているか、とりわけ賃金改善や物価高騰への対応として十分なものであるかを検証し、必要な対応を行うよう、国に要望を行ったところですが、今後、事業者の経営状況などを把握しながら、引き続き国に対して働きかけてまいります。</p> <p>○ また、法令に基づく届出や補助金交付などの各種手続きに係る事務負担について、県の裁量で簡素化できる部分は、適正な事務処理に支障がない範囲で柔軟な取扱いとするなど、事業者の皆様の声も聞きながら、できる限り負担軽減を図ってまいります。</p>

提言・要望事項		回答コメント
(3)	<p>介護福祉士修学資金の継続実施に伴う貸付原資の確保</p> <p>介護人材確保方策として重要な施策である介護福祉士等修学資金貸付事業について、継続実施ができるよう貸付原資の確保を要望します。</p> <p>【具体的内容】  介護福祉士等修学資金貸付事業の原資確保  *令和7年度募集にかかる補助金の交付について国に対する強力な要請  *国の補助金が交付されない場合の県単独補助金による原資の確保</p>	<p>○ 介護福祉士等修学資金事業、県内における介護人材確保対策として有効な手段であると考えており、安定的に継続することは、重要であると考えています。</p> <p>○ 令和7年度末に貸付原資が不足する見込みであることから、県では以前より、国へ原資の交付を要望しています。</p> <p>○ 今年度に入って、厚労省から一部内々示があったが、まだ十分な原資が確保できている状況にはないことから、引き続き国へ原資の交付を要望してまいります。</p>
4. 災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備		
(1)	<p>災害福祉支援活動の総合拠点 「しまね災害福祉支援センター」設置支援</p> <p>島根県社協が令和7年度に設置する「しまね災害福祉支援センター」の運営に係る費用の公費負担と県関係部局との連携体制強化を要望します。</p> <p>【具体的内容】  「しまね災害福祉支援センター」設置・運営にかかる財政的な支援  *災害ケースマネジメントに関する事業実施に係る人件費・事業費の充実  *市町村における災害福祉支援活動の基盤整備を支援する県域からのコーディネーターの設置</p>	<p>○ 貴会では、これまで市町村に対する災害福祉支援として、災害ボランティアセンターや災害派遣福祉チームの活動支援などの県補助事業を始め、自主財源や民間財源により積極的に取り組まれていることについて感謝申し上げます。</p> <p>○ 行政の災害対応としては、支援物資等の備蓄、個別避難計画の作成等現在も様々な取り組みを進めていますが、能登半島地震の災害対応に伴い、半島部や高齢化が進んだ地域での要配慮者支援など新たな福祉課題も浮き彫りとなり、これらの様々な災害対応の強化が求められています。</p> <p>○ 県としては、災害福祉支援体制の整備は必要なことと考えており、令和5年度からは災害ケースマネジメント普及啓発事業により、貴会と共に市町村への普及啓発に取組み始めたところであり、今後も貴会の取組みを後押ししながら進めていきたいと考えています。</p> <p>○ 災害福祉支援センターについては、その担う機能に対して県が果たすべき役割や支援について、引き続き共に検討していきたいと考えています。</p>

提言・要望事項		回答コメント
(2)	<p>災害時における障がい者の避難・誘導體制の整備</p> <p>災害時に誰もが安全かつ迅速に避難できるよう、県内公共施設の整備状況の開示および計画的な整備を要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共施設における避難設備、案内表示等の設置状況の把握と公表</li> <li>2. 施設整備や案内表示の計画的な整備の推進</li> <li>3. 障がい特性への対応を想定した避難訓練の実施</li> </ol>	<p>○ 障がい者が安心して地域での生活を送るためには、地域全体で、適切な防災対策を図る必要があります。災害時の障がい者への支援体制や避難経路等の整備を行うことは大切であります。</p> <p>○ (例えば) 県の本庁舎においては、聴覚に障がいのある方の避難に向けた誘導灯等は設置していませんが、来庁者の避難誘導を行う職員を複数名、事前に指定して対応することとしており、障がいがある方の来庁を意識した避難訓練を通じて、実効性を高めることが重要であります。</p> <p>○ 現在、整備状況の公表等は考えておりませんが、安全、迅速に避難するためには、ハードとソフトの両面が必要であり、県の各施設において、適切な避難誘導等が図れるよう努めるとともに、市町村に対しては理解を求めてまいります。</p>